

## 近世日本仏教の中の曹洞禪

——宗統復古とその形式化について——

大 谷 哲 夫

関ヶ原の役以後一年、国家統治の権力が徳川氏に帰し、幕

藩体制が一応確立するや、幕府は諸宗本山に対して政治的、経済的に、さらには思想的にも規制する目的をもって寺院法度を矢継ぎ早に制定していったことは周知されるところである。因みに、慶長六（一六〇二）年高野山行人学侶の分離に関する法度をその嚆矢として元和元（一六一五）年に至る、わずか十四年の間において、その主たる法度は四十数件にのぼる<sup>3</sup>。

さらに幕府は室町末期以来、増加の一途をたどる寺院数に對して、これを制限する目的をもって、元和元（一六一五）年新寺建立制止之事を定め、寛永九（一六三二）年より同十年にわたって各宗本山に對してその末寺を調べて書き上げしめ<sup>3</sup>、万治元（一六五八）年新寺御法度条目、元禄元（一六八八）年寺院古跡新地御定書、元禄五（一六九二）年新地禁止令等を発して、新寺の建立を禁制し、新地に對してはその存在を

認めない政策をとっている。

以上の諸法度は仏教界全般にわたる所謂の宗教法ではないが、各宗の諸法度の詳細についてみると、その立法の精神には、一、学問の奨励、二、中央集権（各宗本寺の権力を高め、末寺の勢力を中央に吸収したこと）三、朝廷の権力を関東に吸収<sup>3</sup>、の三大要素が貫通していると言われる。

そして、幕府の諸制度が完備する寛文年間には、一般寺院法ともいえるものが発布されている。『諸宗寺院法度』がそれであり、その発布は寛文五（一六六五）年七月十一日のことである。これには二種類あり、その一は、將軍朱印状を以って発布されたもので、諸宗法式を守るべきこと、寺院住持の資格、本末の制度、檀家の制度、徒党の禁止、国法に背く者の処置、寺塔修復の制限、寺領売買の禁止、師弟契約の規制等の九か条より成り、他の一は老中連署を以って発布されたもので、僧侶の衣鉢服装と仏事の儀式、檀方建立を寺院住

職契約の事、金銀を以つて後住契約することの禁止、在家を借りて仏壇を構えることの禁止、女人の寺中宿泊の禁止等の五か条より成るものである。この各宗全般にわたる総論ともいえる法度を施行することによって、幕府は寺院統制を強固なものにすると同時に、その宗教政策は仏教をして形式化していくのである。換言すれば中央集権の幕藩体制が確立するのと並行して、宗教政策も完備されていくなかで、仏教界において、本末關係が確立するにつれ、寺院の階級、僧侶の身分格式が嚴重なものとなり、全く動きのとれぬものとなり、仏教はやがてその本来の使命を全く失ない、幕府の封建制度の御用宗教となり、因襲化され、形式仏教へと墮していくのである。

だが、幕府の法度に抵触しない分野、すなわち、幕府が奨励した分野においては、一大進展をとげている。それは各宗派における自内証的教義との参究であり、就中、古義への解釈と、それへの復古にその多くの成果がみられる。例えば、各宗における学徳に秀いでた俊傑の輩出に共なり宗義の参究であり、それらの成果としての、新義真言の復興、真言律の復興、華嚴宗の復興等々がそれである。

就中、顯著にそれがみられるのは洞門においてである。近世、江戸時代を通して洞門を揺るがせた大問題は、宗統の復古運動である。宗統復古運動というのは、言うまでもなく、

禅門における嗣承相承は最大事であるが、当時は、伽藍の小によって容易に嗣承を易える因院易嗣が当然の如く行なれ、人格相承が伽藍相統のなかに埋没している弊風を、師資面授・一師印証の道元禅師の古に復せうとした運動である。この宗統復古運動は、寛文三（一六六三）年、近世洞門の偉傑である亘山道白（一六三六—一七一五）師の発願により、元禄十六（一七〇三）年に至って幕府側の裁断によって一応の解決をみる、洞門嗣法制定の運動であるが、その発願より解決に至る期間は、幕府が諸法度を制定し、宗教政策が一応の安定をみせる期間と奇妙に一致するのである。

近世の洞門は、この宗統復古運動を回転の軸として展開し、教学・思想を中心として諸問題が宗義上の問題として把握され参究されたのである。そうした宗学上の自内証的参究、それに共なり禅籍の開版等は空前絶後のごとく、百花繚乱の観を呈しているといっても連言ではない。

ところで、宗統復古運動によって師資面授・一師印証という嗣法の形態が一応はもたらされるが、これが時代の推移と共に因襲化し、はては全く形式化する理由は那辺にあるのであろうか。それは、元禄期のその解決法にもその一因を求めうるのではなからうか。

すなわち、元禄期における嗣法問題の解決、宗統復古運動の一応の決着は、結果的に師資面授・一師印証の回復に、伽

藍法重授の一法をも合法化し、後顧の憂いを残してしまつたことは紛れもない事実である。

元禄十六（一七〇三）年の解決により百七十二年を経過した明治八（一八七五）年、当時の曹洞宗事務局の布達第一号に

（前略）中古乱灯祖規ヲ敗り、院ニ由テ師ヲ換へ、其弊殆ソド濟フ可ラザルニ至ル。元禄ノ度、卍山・梅峰之ヲ患ヒ、屢々官衙ニ哀訴シテ復古ノ動勞アルハ末派ノ熟知スルトコロナリ。然ト雖、種年ノ弊垢一洗悉ク拭フガ如クナル能ハズ。遂ニ、伽藍二派重授ノ規ヲ創シテ、以テ當時ノ意ニ充シム。延テ今日ニ至リ、尚ホ克ク宗祖ノ家訓ニ復セザルハ豈ニ兒孫ノ遺憾ナラズヤ。因テ、今般断然、伽藍二派重授ヲ廃止シ候条、末派ノ僧侶厚ク此意ヲ体スベシ。（後略）

とあるのは、その間の事情を何よりも良く物語っていると同様に、卍山師等が本来目指した宗統復古運動の主旨は、この布達を以てはじめて達成されたとも言えよう。

元禄期の宗統復古運動は、一師印証を強硬に主張しながらも、従来 of 伝統による伽藍相統をも一面において容認していることは、その標榜する一師印証が、「伽藍相統の余地を残すことなくしては（復古）不可能であった時態にあっては全面的な伽藍相統の否定ではなかつた」ことを当然示唆しているのではあるが、そうした解決の背景には、時代的な制約を

受けた嗣法論が存在するのであり、そこには、「卍山の嗣法論は従来 of 伝統による伽藍相統を認めようとする保守説に對してこれを否定する進歩説であり、同時にこの否定する進歩説は一師印証を復古する復古説でもあつたのであるが、復古を急激に凶つて全く伽藍相統の余地を認めようとしなかつたのではなかつたところに卍山の復古的であり、同時に進歩的であつた特異の両面性が見られよう」とする議論も成立するのであるが、元禄期のその解決は、不徹底さを残した解決であつたことは否めない事実である。

そうした解決への批判は、当時すでに、

談及ニ宗弊復古事、東海云、卍山梅峰二師、多年願訴、今雖ニ円成ニ而可レ憾者室中三物之二物属ニ伽藍一物属ニ面授、是可レ謂伽藍相統一倍之勝而師資面授一倍之負歟、是喜中之憂也<sup>(2)</sup>

と揶揄的にみられるところにもそれを知るを得るし、その解決による師資面授・一師印証の嗣法の回復も、その概念は同じではあつても、その内容解釈の面においては全く相反する一方の雄であつた天桂（一六四八—一七三五）師は、それを「此れは永平の権乗、師資面授不義を復するものなり」とそれを真向から批難し、また、卍山師の「太凡嗣法時節、未必論悟未悟、但因縁現成寂然感通」とする、悟未悟を論ずることのない嗣法論は、嗣法の形式主義としてそれを誹謗しているところにもその消息を知るをえる。

近世、洞門における嗣法の形態が、幕藩体制という時代の中で、いつしか因襲化し形式化への一途を辿る一因は、以上のように宗統復古のその解決が官裁という政治的配慮のなされた妥協案にあることは当然のように思考されるが、また、中央集権化された封建制度の中で、その僧侶の生活自体が、規則の枠の中で、長老となることすら金銭<sup>②</sup>をもってするのが日常化していくようなことが類型化していく時代の流れもその背景であり遠因であらう。

換言すれば、近世、元禄期に行なわれた宗統復古運動は、時の幕府の巧妙なる宗教政策に迎合して成立しているとも思考させうるものであり、それほどに、宗教が近世ほど為政者側の政治的な拘束を受けた時代はない。それがため、洞門ばかりではなく、各宗門は自内証的な動きにのみ限定され、洞門においては、その最も根幹ともなるべき嗣法の問題すらが、宗統統治という枠の中で巧みに形式化していく一環を荷なわされてしまっていると言っても過言ではないのである。

- 1 辻氏『日本仏教史』第八卷一七三頁。圭室氏『江戸幕府の宗教統制』一四頁。そのうち曹洞宗に関しては、慶長十七(一六一二)年五月廿八日の『曹洞宗法度』、元和元(一六一五)年七月の『永平寺諸法度』並びに『総持寺諸法度』が主たるものである。

2 『曹洞宗法度』には「為末寺背本寺掟事」とあるが、本寺が

末寺を完全に支配する所謂の本末関係はこの『調』以後組織化される。因みに、当時の曹洞宗寺院は一万七千余寺。なお、栗山氏『獄山史論』は寺統史に属す本末争論を三十八件記している。(四二六頁)

- 3 前掲書第八卷二一九頁。
- 4 前掲書第八卷二七七頁。
- 5 前掲書第九卷五四四頁、六四四頁。
- 6 拙論『宗統復古史研究序説二』(宗学研究二十号)。同『宗統復古運動の諸問題』(駒沢大学北海道研究紀要一五号)
- 7 因みに寛文三(一六六三)年より百年間における洞門の書籍は約二〇三本(写・刊を区別せず)。「曹洞全書」のうち「曹洞宗全書年表」。
- 8 『曹洞宗両本山布達全書』二七七帖。
- 9 10 古田氏印仏紀要第六号九〇頁。
- 11 『見聞宝永記』「統曹全」法語四一八頁。
- 12 天桂師の嗣法論については、鏡島先生『道元禪師とその門流』に詳述されている。
- 13 『世事見聞録』(前掲書第十卷一七二頁)では諸宗に共通する僧侶の墮落腐敗の現状を暴露しているが、それによれば、所謂の諸法度が空文化形化していることが知られる。就中、洞門においては、本山へ献金することによって修行期間が短縮できること、また、大本山永平寺においても修行より金銭が重視されていること等が記されている。

(駒沢大学助教授)